

# 特定商取引法に基づく表記

事業名称	個別指導専門講師会
主宰経営者	長通 幸大 (講師長)
本部所在地	つくば本部 〒305-0045 茨城県つくば市梅園2丁目24-21
支部所在地	東京麻布十番支部 〒106-0045 東京都港区麻布十番1丁目2-7 ラフィネ麻布十番701
本部電話番号	029-851-7873 (フリーダイヤル: 0120-517873)
本部FAX番号	029-851-4494
メールアドレス	<a href="mailto:k.nagatoshi@senmon-koushikai.com">k.nagatoshi@senmon-koushikai.com</a>
ホームページ	<a href="http://senmon-koushikai.com">http://senmon-koushikai.com</a>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講希望世帯へのプロ家庭教師幹旋</li> <li>・ インターネットメッセージを用いた通信個別指導</li> <li>・ 受験希望生(各学年)への模擬テスト幹旋</li> <li>・ 「数学的推理パズル」の作製及び問題提供</li> <li>・ 家庭教師及び塾講師への技術研修、職務相談</li> <li>・ カフェもしくはレンタルスペース等を用いた個別指導</li> <li>・ ノート、CDの郵送、Faxを用いた通信添削講座</li> <li>・ 塾用教材及び弊会自作問題集の販売</li> <li>・ 学習方法、家庭学習に関する個別相談</li> </ul>
出講地域	<p>つくば本部管轄市町村 茨城県 つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、守谷市、取手市、石岡市、常総市、下妻市、かすみがうら市、小美玉市、稲敷市、つくばみらい市、桜川市、筑西市、坂東市、鹿嶋市、鉾田市、行方市、潮来市、神栖市、稲敷郡阿見町、美浦村、河内町、東茨城郡大洗町、茨城町、北相馬郡利根町、猿島郡境町、結城郡八千代町etc.</p> <p>千葉県 柏市、我孫子市、松戸市、印西市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、船橋市、市川市、香取市、成田市etc.</p> <p>埼玉県 春日部市、三郷市、八潮市、草加市etc.</p> <p>東京麻布十番支部管轄区市町村 東京都 港区、品川区、江東区、江戸川区、墨田区、台東区、文京区、中央区、千代田区、足立区、葛飾区、荒川区、豊島区、北区、板橋区、新宿区、渋谷区、目黒区、大田区etc.</p> <p>埼玉県 さいたま市大宮区、さいたま市中央区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、蕨市、川口市etc.</p> <p>神奈川県 川崎市川崎区、川崎市幸区、横浜市横浜区、横浜市神奈川区、横浜市鶴見区etc.</p> <p>----- 弊会が指定する一定条件にご同意いただけます場合は、その他の地域にも出講致します。 尚、インターネットメッセージを用いた通信個別指導は全国に対応致しております。</p>
講師料	1時間あたり2,200円以上5,400円以下(1ヶ月あたりの受講日数及び受講時間数を固定していただきます。) 但し、通信講座は1ヶ月あたり2教科以下8,500円・3教科以上4,000円×受講科目数とします。
交通費	担当講師と交渉、講師の出講1回あたり200円から500円の範囲を目安とします。
テキスト料	購入は任意です。市販テキストは出版先の定める実費、塾用教材は内容によって1冊あたり500円ないし2,000円。
模擬試験受験料	受験は任意です。受験料は一律5,000円(弊会と家庭教師契約を締結しているご世帯は4,000円)
各種相談料	<p>家庭学習相談 タイムチャージ制で一律30分あたり2,000円</p> <p>-----</p> <p>講師職務相談 タイムチャージ制で一律30分あたり1,500円</p> <p>-----</p> <p>不適切な企業・講師に関する相談 タイムチャージ制で一律30分あたり1,500円</p>
その他の費用	原則として、上記5項に記載された料金以外は請求いたしません。但し、申込者様及び受講者様が故意に、規約を違反したことにより弊会に損害が生じた場合、損害実費を請求する場合があります。
お支払い方法	担当講師への手渡し・現金書留・銀行振込(常陽銀行つくば並木支店 または ゆうちょ銀行)のいずれかとします。
お支払い時期	申込者様と弊会との協議により、定められた時期とします。
契約方法	弊会規約が記載された契約書に、申込者様のご署名・ご捺印の上、お申込書に必要事項をご記載ください。
契約変更	別紙契約書に記載の弊会規約に基づいたお申し出を行っていただきます。
当日の受講休止	申込者様及び受講者様の過失に因る場合は、振替指導受講の有無に関わらず、当日の講師料をお支払いください。 但し、1ヶ月以内に振替指導を受講した場合、その講師料と相殺できるものとします。 弊会側の過失に因る場合は、申込者様及び受講者様の損害を回避するためのご協議に応じます。
受講中止(解約)	解約希望日より1ヶ月前までに、別紙契約書に記載の弊会規約に基づいた手続きを行っていただきます。 解約希望日が「お申し出がなされた日より1ヶ月以内」もしくは「契約上の指定期間が経過する前」である場合、別紙契約書に記載された休業補償(契約上予定される1ヶ月分の講師料)を解約日にお支払いください。 但し、弊会側の重過失もしくは重病・災害・死亡などの不可抗力が明らかな場合は、この限りではありません。
クーリングオフ	弊会の業務は、「特定継続的役務提供」に該当するため、 <b>契約締結後8日以内のクーリングオフが可能です。</b> クーリングオフの方法は、 <b>契約解除通知書</b> を内容証明郵便にて送付していただくことに限定致します。